

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	法人番号
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		
金沢公共職業安定所 第2駐車場賃貸借契約	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和2年4月1日	所有者	庁舎の慢性的な駐車場不足を解消するためには、別の駐車場の確保が必要不可欠であり、来所者の利便性及び駐車台数30台程度の条件を最適に満たす敷地は当敷地のみであり、契約の性質が競争を許すものではなく、会計法29条の3第4項に該当するため。	1,651,200円	1,651,200円	100.0%	-					-
石川労働局労働基準部労災補償課分室 事務室賃貸借契約	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和2年4月1日	一般社団法人 石川県労働者福祉協議会 石川県金沢市西念3-3-5	平成28年1月から労災補償課分室を同一ビルに設置しているところであるが、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格よりも同等以下である同建物を選定したところである。 また、仮に移転とした場合、システム等機器や備品の移設費等が発生し、入居工事費用、原状回復費用等の経費が必要となるため、既存の同施設の継続賃金の方がより経済的であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	3,883,200円	3,883,200円	100.0%	-					7220005000116
令和2年度 障害者就業・生活支援センター事業委託契約	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和2年4月1日	社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会 石川県金沢市高岡町7-25	①「障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)実施要綱」(以下「実施要綱」という。)の基準に照らして、障害者の就業支援の業務に必要な実施体制、地域における支援ネットワークの構築状況、支援対象者の継続的な確保の見通し、地元自治体の積極的な関与等について委託先として相応しいと判断されること。 ②実施要綱第4の規定により、石川県知事の指定・推薦を受けた団体であること。 ③実施要綱第5の規定により、石川障害者職業センターの意見書により、実施要綱の基準上の地域におけるネットワーク構築がなされていると認められる団体であること。 以上により、会計法第29条の3第4項に該当するため。	31,737,285円	29,589,551円	93.2%	-					6220005001998

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	法人番号
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		
令和2年度 障害者就業・生活支援センター事業委託契約	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和2年4月1日	社会福祉法人 こまつ育成会 石川県小松市桜木町96-2	①「障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)実施要綱」(以下「実施要綱」という。)の基準に照らして、障害者の就業支援の業務に必要な実施体制、地域における支援ネットワークの構築状況、支援対象者の継続的な確保の見通し、地元自治体の積極的な関与等について委託先として相応しいと判断されること。 ②実施要綱第4の規定により、石川県知事の指定・推薦を受けた団体であること。 ③実施要綱第5の規定により、石川障害者職業センターの意見書により、実施要綱の基準上の地域におけるネットワーク構築がなされていると認められる団体であること。 以上により、会計法第29条の3第4項に該当するため。	25,548,583円	21,408,046円	83.8%	-					9220005004313
令和2年度 障害者就業・生活支援センター事業委託契約	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和2年4月1日	社会福祉法人 徳充会 石川県七尾市青山町3部22	①「障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)実施要綱」(以下「実施要綱」という。)の基準に照らして、障害者の就業支援の業務に必要な実施体制、地域における支援ネットワークの構築状況、支援対象者の継続的な確保の見通し、地元自治体の積極的な関与等について委託先として相応しいと判断されること。 ②実施要綱第4の規定により、石川県知事の指定・推薦を受けた団体であること。 ③実施要綱第5の規定により、石川障害者職業センターの意見書により、実施要綱の基準上の地域におけるネットワーク構築がなされていると認められる団体であること。 以上により、会計法第29条の3第4項に該当するため。	14,924,017円	14,416,241円	96.6%	-					4220005005175

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	法人番号
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		
令和2年度 高齢者活躍人材確保育成事業委託契約	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和2年4月1日	公益社団法人 石川県シルバー人材センター連合会 石川県金沢市芳斉1-15-15	高齢者がシルバー人材センターでの就業に必要な技能講習等の実施をするものであるところ、この技能講習は高齢者等雇用安定法において、シルバー人材センターが実施するものと定められている。石川県内において同法に基づくシルバー人材センターの指定を受けている団体は(公社)石川県シルバー人材センター連合会である。以上のことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	58,034,000円	58,034,000円	100.0%	-	公社	都道府県所管	1		8220005007358
生涯現役促進地域連携事業(令和2年度開始分)委託契約	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和2年4月1日	石川県人材確保・定住推進機構 石川県金沢市石引4-17-1	本事業は企画競争による案件であり、令和2年1月23日付けで石川県人材確保・定住推進機構より提出のあった生涯現役促進地域連携事業(令和2年度開始分)の事業構想提案書が本省の「生涯現役促進地域連携事業企画書等評価委員会」により採択され、令和2年3月23日付け職発0323第17号で同意通知を得たことにより契約に至ったもの。	46,288,000円 令和2年度 16,951,000円 令和3年度 15,367,000円 令和4年度 13,970,000円	46,288,000円 令和2年度 16,951,000円 令和3年度 15,367,000円 令和4年度 13,970,000円	100.0%	-					1700150049063
飛沫感染防止用フィルム設置用資材購入契約	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和2年4月17日	㈱創文堂 石川県金沢市入江2-50	新型コロナウイルス飛沫感染防止用フィルムを設置するためには早急に購入する必要があり、会計法第29条の3第4項に該当するため。	1,607,760円	1,607,760円	100.0%						7220001003766

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	法人番号
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金センターで使用するパソコン32台の購入契約	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和2年6月15日	(株)島田商会 石川県金沢市広岡2-1-14	本事業は7月1日から開始することになっているが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い在宅勤務の拡大等で、パソコンの大量購入が困難な状況となっており、仮に本調達が遅れることによって事業開始に間に合わなかった場合、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金センター」がセーフティネットとしての機能を十分に果たせないことになり、国民生活に悪影響が出かねないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	8,360,000円	8,272,000円	98.9%	-					5220001003363
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)センター 事務室賃貸借契約	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和2年6月23日	(株)クラスコ 石川県金沢市西念4-24-21	金沢駅近くに位置し、公共交通機関の利便性が良く、また、石川労働局からも近く、業務上の利便性・効率化、業務運営を円滑に行える基準面積等も考慮した上で、即入居可能な物件は本件のみであったことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	6,421,722円	5,861,864円	91.3%						3220001004108
税制改正に伴う年末調整処理対応のシステム改修契約	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和2年10月23日	コンピュータ・システム(株) 京都府京都市上京区笹屋町千本西入笹屋4-273-3	税制改正に伴う年末調整処理に必要な改修であり、業務支援・非常勤・マイナンバー管理システムの改修作業が可能なのは、プログラム開発元であり、ソフトウェアの所有権、著作権を有するコンピュータ・システム株式会社のみであることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	1,056,000円	1,056,000円	100.0%						5130001002985

*公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	法人番号
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		
石川労働局管内各施設で使用する新型コロナウイルス感染防止用物品の購入	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和3年3月10日	株式会社 石川県金沢市入江2-50	予定価格が160万円を超えないことから、会計法第29条の3第5項に該当するため。	1,595,000円	1,424,610円	89.3%	-					7220001003766

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。